

つがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例施行規則

平成24年3月30日
規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、つがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例(平成11年つがる西北五広域連合条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長)

第2条 任命権者は、条例第4条第1項の規定により職員の勤務延長を行う場合又は同条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合における同条第3項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。勤務延長の期限を繰り上げる場合における同条第4項に規定する職員の同意についても同様とする。

第3条 任命権者は、条例第4条第2項の規定による勤務延長の期限の延長を行う場合には、勤務延長の期限の延長承認申請書(別記様式)を広域連合長に提出し、承認を得なければならない。この場合において、当該申請書には、前条に規定する職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

第4条 任命権者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(辞令書の交付)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

(1) 勤務延長を行う場合

(2) 勤務延長の期限を延長する場合

(3) 勤務延長の期限を繰り上げる場合

(職員への周知)

第6条 任命権者は、職員に係る定年及び定年退職をすることとなる日を適当な方法によって職員に周知させなければならない。

(報告)

第7条 広域連合長は、定年に達した職員に係る勤務延長の状況に関し、任命権者から定期的に報告を求め、その的確な把握に努めるものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

つがる西北五広域連合長

申請者



勤務延長の期限の延長承認申請書

つがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例施行規則(平成24年つがる西北五広域連合規則第6号)第3条の規定に基づき、勤務延長の期限の延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

| | | | |
|------------|--|--------|--|
| 期限の延長予定者氏名 | | 生年月日 | |
| 所属 | | 職名 | |
| 給料表 | | 級・号給 | |
| 定年年齢 | | 定年退職日 | |
| 勤務延長の期限 | | 延長後の期限 | |
| 勤務延長の事由 | | | |
| 現在の職務内容 | | | |
| 申請理由 | | | |
| 参考事項 | | | |